

鳥取県福祉研究学会研究倫理要綱

1 目的

鳥取県福祉研究学会は、福祉に関する研究の良識と誠実さを育むため、研究の倫理的なあり方を示し、かつ研究課程及び結果の公表にまつわる紛争における解決のあり方を示すために、本要綱を定める。

2 遵守義務

鳥取県福祉研究学会会員は、研究課程及び結果の公表にあたって、倫理が要請されることを自覚し、本要綱に則って行動しなければならない。

3 内容

(1) 引用

- ① 先行業績の検討に際しては、自説と他説とを峻別することが重要であり、これを怠ると盗作もしくは剽窃として最も重大な倫理違反の一つとなることを強く自覚しなければならない。
- ② 他説の引用は、既に古典となった場合を除き、原著者名・文献・出版社・引用箇所を明示しなければならない。
- ③ 長文に渡る引用、図表の転載等の場合は、原則として、原出版社もしくは原著者からの承諾を得るべきである。
- ④ 引用は出来る限り原典主義を貫くべきであり、原典が入手できない等のやむを得ない場合にのみ、いわゆる孫引きが許される。

(2) 事例研究

- ① 自験例（1例もしくは少数例）の事例及び社会福祉実践の既存データを活用して研究する場合は、対象者（当事者）を特定できないように匿名化して使用しなければならない。その際、事例に加工が加えられている場合はその旨を表示しなければならない。
- ② 当事者から実名公表の承諾を得ている場合には、その旨を明示しなければならない。
- ③ 自験例の事例を使用する場合、あるいは口頭発表する場合は、前もって当事者から文書をもって承諾を得ることを原則とする。
- ④ 他験例の事例を使用する場合は、上記「(1) 引用」における規定が適用される。

(3) 調査

- ① 調査を実施する際に、必要がある場合には、調査対象者・地域・団体等の匿名性が守らなければならない。
- ② 調査用紙（質問紙）の文言は、対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。
- ③ 調査結果を改ざんしてはならない。
- ④ 調査研究の課程が詳細に示されなければならない。
- ⑤ 調査用紙（質問紙）及び結果データは開示請求に応えられるよう、5年間程度の保存に努めなければならない。
- ⑥ 他者が行った調査で使用された調査用紙（質問紙）の全部または一部を使用する場合には、その旨を明示しなければならない。

（４）書 評

- ① 書評は、発刊された研究業績の評価を含むものであるから、評者は全文を読んだ上で公正・客観的に批評しなければならない。
- ② 書評は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。
- ③ 書評に対して、著者からの要求があった場合には、その反論が許されなければならない。

（５）不適切用語

- ① 研究業績を論文・口頭等で発表する場合、社会的に不適切と考えられる用語を使用してはならない。
- ② 研究者は、差別的な表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語であるかに関して理解を深めなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年7月2日より施行する。